

## 横手市地域クラブ活動の認定に関する要領（案）

横手市教育委員会

（趣 旨）

第1条 本要領は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という）に基づき、横手市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 横手市地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 六 適切な運営体制が確保されていること
- 七 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項に掲げる認定要件を満たしているかについて、横手市教育委員会（以下「教育委員会」）が、別紙「横手市における部活動の地域展開ガイドライン」及び認定申請書類「認定要件確認・誓約書」（様式3）」に基づき判断する。

（認定申請）

第3条 横手市地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体または実施主体が、次の書類を横手市教育委員会教育指導課（以下「教育指導課」）に提出することにより行うものとする。

- ①（様式1）地域クラブ活動認定申請書
- ②（様式2）在籍メンバー一覧表【毎年度、変更時】
- ③（様式3）認定要件確認・誓約書
- ④（様式自由）地域クラブ活動規約または会則
- ⑤ 指導者の取得している資格が分かる書類（認定証等）の写
- ⑥ 保険加入証明書の写
- ⑦ 秋田県中学校体育連盟大会に参加する場合は「認定証」の写
- ⑧ 教員が役員・指導者の場合は「兼職兼業の許可証」の写

※②については加入及び脱退に応じて適宜、教育委員会及び関係中学校に提出する

※⑦については、前年度末までに秋田県中学校体育連盟に申請し、認定が必要

(認定手続)

第4条 前条第1項の規定による申請があった場合には、教育委員会各課と共に必要に応じてヒアリングや現地視察・確認等を行いつつ、申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、教育長が認定クラブと認定する。

2 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「横手市認定地域クラブ」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、「横手市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第4号)」により申請者に通知するものとする。決定通知書が届いた段階で認定完了となる。

2 前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、横手市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 横手市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までの3年間とする。

(変更の届出)

第7条 横手市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに「横手市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第6号)」により教育指導課に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 横手市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに「横手市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第7号)」により教育指導課に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 横手市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに「横手市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第8号)」により教育指導課に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、横手市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 横手市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、「横手市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第9号)」により、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、横手市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 小中学校各種大会派遣費補助
- 二 活動場所、環境整備支援(学校施設等の優先利用・減免等)
- 三 指導者配置支援・従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 教育委員会ホームページ等で活動を紹介、募集支援
- 五 中体連主催大会(県内)参加時のスクールバスの活用支援
- 六 部活動地域展開等推進協議会の参加、指導者研修の実施
- 七 地域クラブや学校との連携支援、生徒指導や相談対応

(活動報告)

第13条 横手市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、毎年度末までに、「横手市認定地域クラブ活動報告書(様式第10号)」を教育指導課に提出すること。

附 則

1

(施行期日)

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

2

(経過措置)

令和8年度末までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第四号又は第六号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

<参考>

【学校部活動の教育的意義及び部活動の位置付け】

- 部活動は、興味関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、学校教育の一環として行われスポーツ・文化芸術の振興を担っている。
- 体力・技能の向上はもちろん、異年齢交流の中で、良好な人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- 学習指導要領 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項
  - 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
    - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする。

<学習指導要領開設の一部改訂（R6・12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

地域クラブ活動の位置付け(学校外の活動)や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、総則編及び保健体育編に明記

- ① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携する。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

○部活動の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編および保健体育編に明記。

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。